

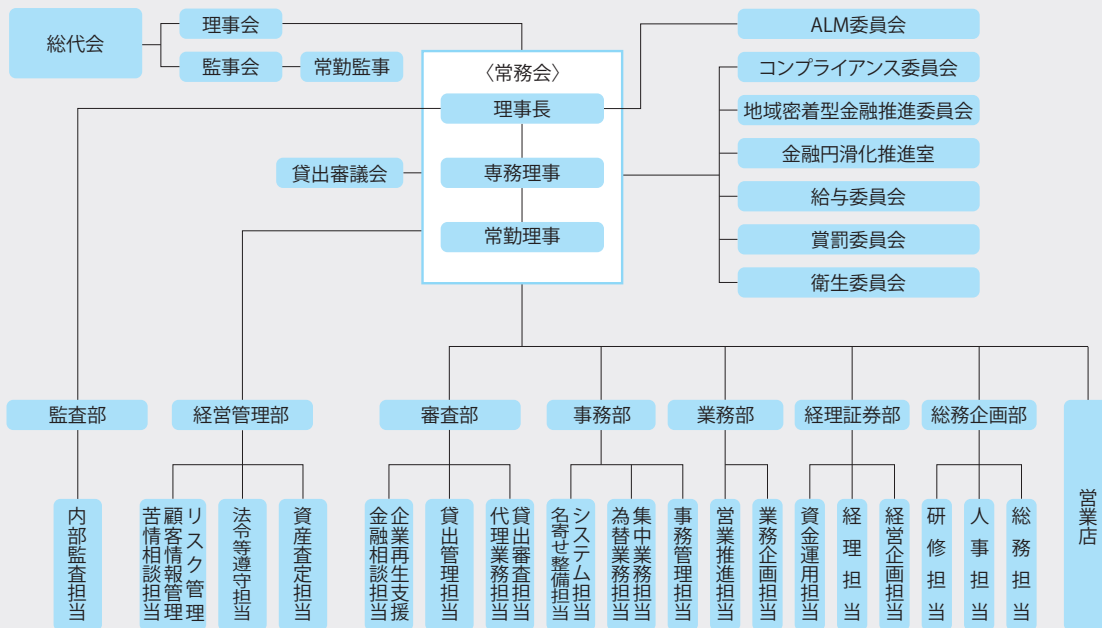
(平成27年7月1日現在)

理事及び監事の氏名及び役職名

理事長	岡本 守	常勤理事	茂木 哲雄	理事	大野 裕一郎
専務理事	小林 裕明	常勤理事	三田 一弘	常勤監事	小口 徹
常勤理事	熊谷 進	理事	阿達 勇	監事	高橋 勝
常勤理事	斉藤 典明	理事	佐藤 英機	員外監事	田代 里志

※理事 大野裕一郎は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

組織図



役職員の報酬体系の開示について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の常務会において決定しております。また、監事の報酬額につきましては、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 計算方法

(2) 平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 103百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「報酬」87百万円、「退職慰労金」16百万円となっております。「退職慰労金」は当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規程に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、連結子法人の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「連結子法人」とは、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社をいいます。なお、平成26年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成26年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。